

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウホカゲン 桜花学園 学校法人 桜花学園								
フリガナ大学の名称	ナゴヤタンキョウガク 名古屋短期大学 (Nagoya College)								
大学本部の位置	愛知県豊明市栄町武侍48番地								
大学の目的	学校教育法（昭和22年法律第26号）及び建学の精神に基づき、信念ある人を育成することを教育理念として、深く専門の学術技能を教授研究し、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するとともに、職業または实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とする。								
新設学部等の目的	保育科の近年の入学状況に応じた対応をするため。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	保育科 計	2年	150人 (200)	0人	300人 (400)	短期大学士	教育学・保育学	令和8年4月	愛知県豊明市栄町武侍48番地
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数						卒業要件単位数	
		講義	演習	実験・実習	計				
		科目	科目	科目	科目	単位			
学部等の名称		基幹教員						助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)
		教授	准教授	講師	助教	計			
新設	保育科	人	人	人	人	人	人	人	
		(5)	(8)	(0)	(0)	(13)	(1)	(0)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	(5)	(8)	(0)	(0)	(13)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
	小計（a～b）	(5)	(8)	(0)	(0)	(13)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
	計（a～d）	(5)	(8)	(0)	(0)	(13)			
	計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
		a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
	小計（a～b）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
	計（a～d）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)			
	計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数
10人

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数
0人

既	現代教養学科					(2)	(2)	(0)	(2)	(6)	(0)	(0)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 5人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	(2)	(2)	(0)	(2)	(6)	/	/	/	/	/	/	
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)								
小計（a～b）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)								
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)								
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)								
計（a～d）	(2)	(2)	(0)	(2)	(6)								
設						(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 0人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	/	/	/	/	/	/	
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)								
小計（a～b）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)								
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)								
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)								
計（a～d）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)								
分	計					(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	合計					(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
職 種					専 属		そ の 他			計			
事 務 職 員					11 (11)		5 (5)			16 (16)			
技 術 職 員					0		0			0			
図 書 館 職 員					1 (1)		4 (4)			5 (5)			
そ の 他 の 職 員					0		0			0			
指 導 補 助 者					0		0			0			
計					12 (12)		9 (9)			27 (21)			
校 地 等	区 分		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計						桜花学園大学(必要面積9,200㎡)と共用	
	校 舎 敷 地		0.00㎡	37,344.27㎡	0.00㎡	37,344.27㎡							
	そ の 他		0.00㎡	33,915.32㎡	0.00㎡	33,915.32㎡							
	合 計		0.00㎡	71,259.59㎡	0.00㎡	71,259.59㎡							
校 舎			専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計						桜花学園大学(必要面積6,734.07㎡)と共用	
			3,059.64㎡ (3,059.64㎡)	14,176.61㎡ (14,176.61㎡)	4,309.94㎡ (4,309.94㎡)	28,739.29㎡ (28,739.29㎡)							
教 室 ・ 教 員 研 究 室			教 室	室	教 員 研 究 室	室							
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕		電子図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具	標本	
			冊	冊	種	種	点	点					
			()	()	()	()	()	()					
	計		()	()	()	()	()	()					
スポーツ施設等			スポーツ施設		講堂		厚生補導施設						
			㎡		㎡		㎡						

経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	保育科 現代教養学科	
	経費の見積り	教員1人当り研究費等		370千円	370千円	—	—			
		共同研究費等		3,000千円	3,000千円	—	—			
		図書購入費	4,000千円	4,000千円	4,000千円	—	—			
		設備購入費	51,000千円	2,000千円	2,000千円	—	—			
学生1人当り納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
		1,349千円	1,114千円	千円	千円	千円	千円			
		1,339千円	1,104千円	千円	千円	千円	千円			
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学経常費補助金、資産運用収入、雑収入等								
既設大学等の状況	大学等の名称	桜花学園大学								令和6年より 学生募集停止
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
		年	人	年次人	人		倍			
	教育保育学部			3年次						
	教育保育学科	4	130	2	524	学士(保育学)	0.93	平成14年度	愛知県豊明市栄町 武待48番地	
	国際教養こども学科	4	45	3	186	学士(保育学)	0.53	平成30年度		
	学芸学部			3年次						
	英語学科	4	-	-	-	学士(英語)	-	平成21年度		
	国際学部			3年次						
	国際学科	4	50	3	100	学士(国際)	1.13	令和6年度		
人間文化研究科										
人間科学専攻	2	5	-	10	修士(人間科学)	1.5	平成14年度			
地域文化専攻	2	5	-	10	修士(地域文化)	0	平成14年度			
大学等の名称	名古屋短期大学								※令和7年度より 学生募集停止 (英語コミュニケーション学科)	
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地		
	年	人	年次人	人		倍				
保育科	2	200	-	400	短期大学士(保育学)	0.69	昭和30年度	愛知県豊明市栄町 武待48番地		
英語コミュニケーション学科	2	-	-	-	短期大学士(英語)	-	昭和51年度			
現代教養学科	2	50	-	100	短期大学士(現代教養)	0.96	昭和57年度			
附属施設の概要	-									

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

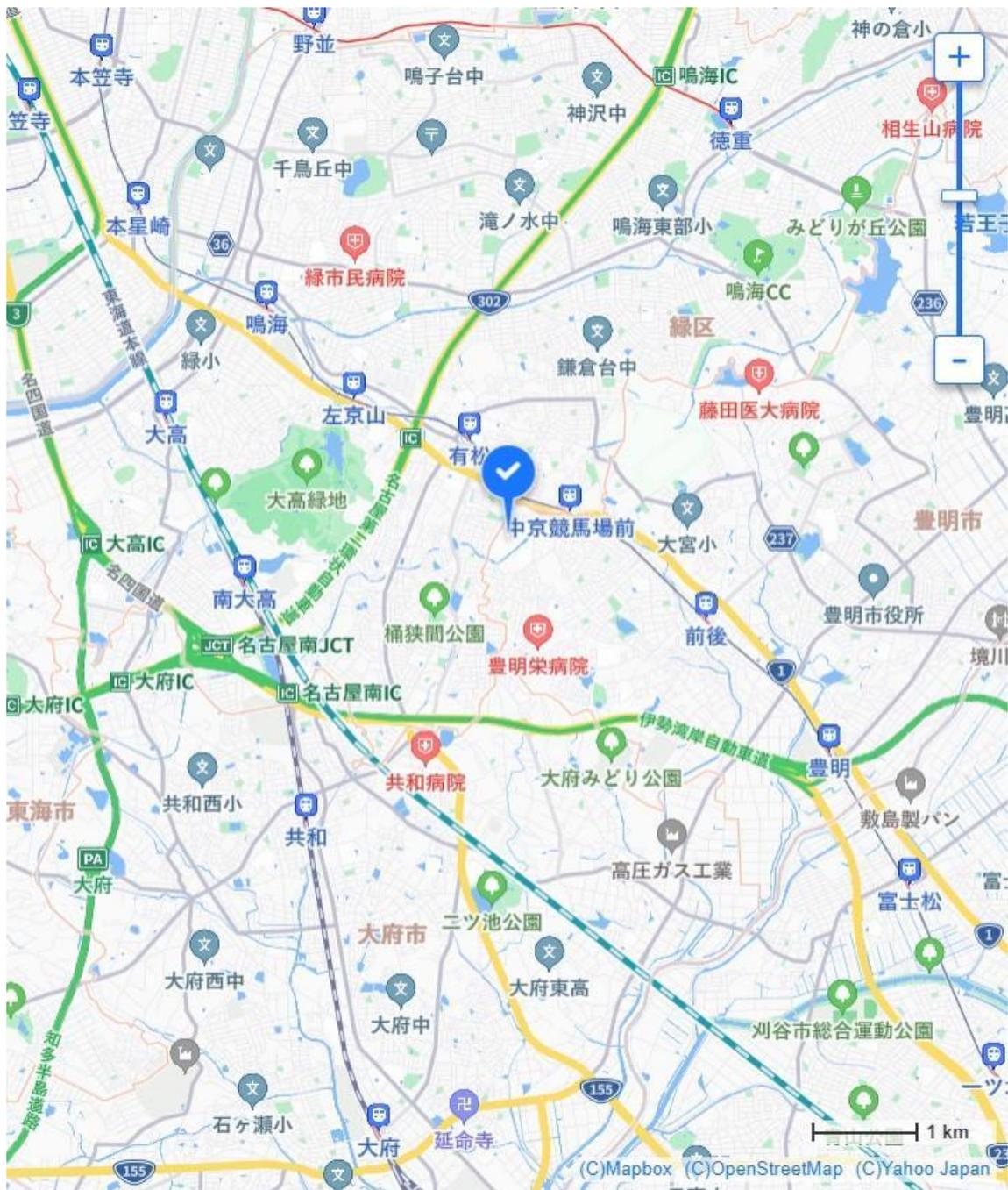
学校法人桜花学園 収容定員変更に関わる組織の移行表

令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和8年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
桜花学園大学				桜花学園大学				
教育保育学部		3年次		教育保育学部		3年次		
教育保育学科	130	2	524	教育保育学科	130	2	524	
国際教養こども学科	45	3	186	国際教養こども学科	45	3	186	
国際学部				国際学部				
国際学科	50	5	210	国際学科	50	5	210	
計	225	10	920	計	225	10	920	
桜花学園大学大学院				桜花学園大学大学院				
人間文化研究科				人間文化研究科				
人間科学専攻(M)	5	—	10	人間科学専攻(M)	5	—	10	
地域文化専攻(M)	5	—	10	地域文化専攻(M)	5	—	10	
計	10	—	20	計	10	—	20	
名古屋短期大学				名古屋短期大学				
保育科	200	—	400	保育科	150	—	300	定員変更(△50) 令和7年4月募集停止
英語コミュニケーション学科	50	—	100	英語コミュニケーション学科	0	—	0	
現代教養学科	50	—	100	現代教養学科	50	—	100	
計	300	—	600	計	200	—	400	

都道府県内における位置関係の図面

目印位置：名古屋短期大学

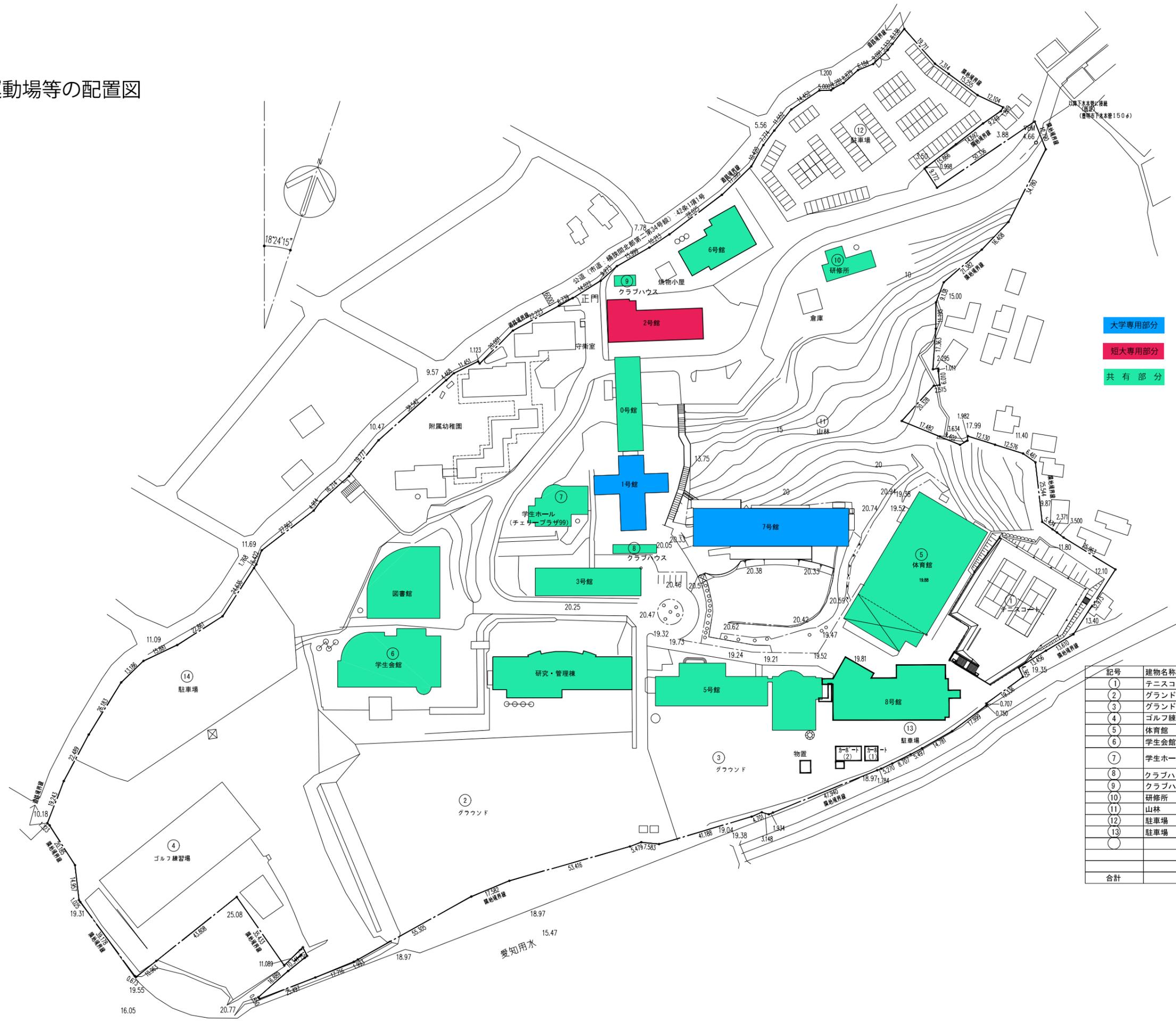
住 所：愛知県豊明市栄町武侍 4 8



最寄り駅からの距離及び交通機関



校舎・運動場等の配置図



- 大学専用部分
- 短大専用部分
- 共有部分

記号	建物名称	区分	敷地面積 (㎡)
①	テニスコート	屋外運動場敷地	2,037.00
②	グラウンド	屋外運動場敷地	7,248.88
③	グラウンド	屋外運動場敷地	5,452.00
④	ゴルフ練習場	屋外運動場敷地	1,972.00
⑤	体育館	その他敷地	2053.58
⑥	学生会館	その他敷地	1012.24
⑦	学生ホール	その他敷地	365.68
⑧	クラブハウス	その他敷地	70.84
⑨	クラブハウス	その他敷地	41.40
⑩	研修所	その他土地	125.26
⑪	山林	その他土地	9,891.27
⑫	駐車場	その他土地	217.52
⑬	駐車場	その他土地	3,427.65
○		校舎敷地	37,344.27
合計			71,259.59

名古屋短期大学 学 則

(昭和30年4月1日制定)

[改正の沿革]昭和37年12月1日、昭和42年4月1日、昭和46年4月1日、昭和47年4月1日、昭和48年4月1日、昭和50年4月1日、昭和50年7月1日、昭和52年4月1日、昭和53年4月1日、昭和54年4月1日、昭和55年4月1日、昭和56年4月1日、昭和61年4月1日、昭和63年4月1日、平成元年4月1日、平成2年4月1日、平成3年4月1日、平成4年4月1日、平成5年4月1日、平成6年4月1日、平成8年4月1日、平成9年4月1日、平成10年4月1日、平成11年4月1日、平成12年4月1日、平成13年4月1日、平成14年4月1日、平成15年4月1日、平成16年4月1日、平成18年4月1日、平成19年4月1日、平成20年4月1日、平成21年4月1日、平成22年4月1日、平成23年4月1日、平成25年4月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成28年4月1日、平成29年4月1日、平成30年4月1日、平成31年4月1日、令和2年4月1日、令和3年4月1日、令和4年4月1日、令和5年1月1日、令和5年4月1日改正、令和6年4月1日改正、令和7年4月1日、令和8年4月1日改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び建学の精神に基づき、信念ある人を育成することを教育理念として、深く専門の学術技能を教授研究し、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するとともに、職業または实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とする。

- 2 保育科は、人類の福祉と子どもの最善の利益に貢献できる有為な保育者の育成、現代教養学科は、現代を創造的に生き抜くための英知を持った人間の育成、を教育目的とする。
- 3 卒業認定・学位授与に関する方針、教育課程の編成方針、入学者受け入れ方針については別に定める。

第2章 自己評価等

(大学評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。
- 3 大学評価に関することは、別に定める。

(教育内容等の改善)

第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

- 2 前項の委員会については、別に定める。

第3章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第4条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
保 育 科	150人	300人
現 代 教 養 学 科	50人	100人

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は2年とする。

ただし、4年を超えて在学することはできない。

第4章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前 期	4月1日から9月30日まで
後 期	10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

ただし、必要に応じ、学長は休業日を臨時に変更することができる。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 春季、夏季、冬季休業日
 - (4) 桜花学園の創立記念日 6月10日
- 2 前項第3号の休業日は別に定める。
- 3 第1項及び第2項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第9条 授業科目の種類及び単位数等は、別表1のとおりとする。

2 その他、授業科目に関して必要な事項は別に定める。

(教職課程等の授業科目)

第10条 前条に定めるもののほか、教育職員免許法施行規則に定める教職に関する専門教育科目及び児童福祉法施行規則に定める保育士資格に関する専門科目を置く。

2 授業科目の種類及び単位数等は、それぞれ別表3及び別表4のとおりとする。

(履修登録)

第11条 学生は、毎学期の当初に履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

(授業期間)

第12条 1年間の授業期間は、35週にわたることを原則とする。

(授業の方法)

第13条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディア（ICT）を高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。第2項の規定により、多様なメディア（ICT）を高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

4 文部科学大臣が定めるところにより、第1項の授業の一部を校舎及び付属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第14条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業時間をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業時間をもつ

て1単位とする。

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は、実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目の単位については、学修の成果を考慮して、本学において定める単位とする。

(単位の授与)

第15条 1 授業科目を履修した者に対しては、試験の上所定の単位を与える。

ただし、前条2項については試験によらず学修の成果を評価し、単位を与えることができる。

(成績の評価)

第16条 成績は秀・優・良・可・不可の5段階とし、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、合否判定のみが行われる科目では、合格の場合の評価を「認」とする。

2 成績評価の基準は、次のとおりとする。

評 点				評 価
100	—	90	点	秀
89	—	80	点	優
79	—	70	点	良
69	—	60	点	可
59	—	0	点	不可

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第17条 他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、30単位を限度として単位を与えることができる。

2 前項の規定は、外国の短期大学又は大学に留学する場合においても準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第18条 短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第19条 入学前に短期大学又は大学において履修した授業科目の単位を、教育上有益と認めるときは、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により履修したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、30単位を超えないものとする。

ただし、第17条第2項により本学においてみなす単位数と合わせて45単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第20条 学生が職業を有している等の事情により、第5条の規定にかかわらず修業年限を

超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、学長はその計画的な履修を認めることがある。

2 前項に関して必要な事項は別に定める。

第6章 入学、再入学、転入学、休学、転科、退学、除籍及び復学

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学の資格)

第22条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 高等学校を卒業した者若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科

学大臣が別に定める日以後に修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他、18歳に達し、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学の志願手続）

第23条 入学志願者は、本学所定の入学志願書に入学検定料及び次の各号に掲げる書類を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 第22条に該当することを証明する書類、又は修了見込みを証明する書類
- (2) 出身高等学校長、若しくはこれに類する者の作成した調査書

（入学者の選考）

第24条 入学志願者に対しては、選考の上、合格者を決定する。

- 2 入学選考の期日及び方法については、別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第25条 合格した者は、所定の期日までに保証人連署の誓約書その他本学所定の書類に入学金を添えて提出しなければならない。

- 2 学長は前項の手続を完了した者に対して入学を許可する。
- 3 学長は正当な理由がなく、前項に規定する手続をしない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

（保証人）

第26条 保証人は、入学者にかかわる一切の責任を負うことのできる者でなければならない。

- 2 本人若しくは保証人の身分の変動又は住所の変更等があった場合は、直ちに届け出なければならない。

（再入学・転入学）

第27条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、審査の上、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い等については、別に定める。

(休 学)

第28条 疾病又はやむを得ない理由により引き続き3ヶ月以上修学することのできない者は、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 病気を理由とする休学願は医師の診断書を添付しなければならない。その他の理由による休学願には理由書等の提出を求めることがある。
- 3 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、さらに1年以内の期間に限り休学を許可することができる。休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 4 休学の期間は第5条のただし書きの在学年数には算入しない。
- 5 休学期間中は授業料等の徴収はしない。

(復 学)

第29条 休学期間満了の者、又は休学期間中においてもその理由が消滅した者は復学願を提出し、学長にその許可を得て復学することができる。

- 2 病気が治癒したことを理由とする復学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

(転 科)

第30条 転科を希望する者には、審査の上、教授会の議を経て、学長が許可することができる。

- 2 転科に関して必要な事項は別に定める。

(退 学)

第31条 疾病又はやむを得ない理由により退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

- 2 病気を理由とする退学願には医師の診断書を、その他の理由による退学願には保証人連署による理由書を添付しなければならない。

(除 籍)

第32条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍することができる。

- (1) 第5条に定める在学年限をこえた者
- (2) 第27条第3項に定める休学期間をこえて、なお修学できない者
- (3) 長期間にわたり行方不明の者
- (4) 正当な理由がなく、授業料等を滞納し、督促してもなお納付しない者
- (5) 在籍中に死亡した者

(復 籍)

第33条 「除籍」となっている者のうち、次の場合にあっては、直近の教授会の議を経て、「復籍」することができる。

- (1) 長期間にわたる行方不明により除籍された者が、復籍を願い出た場合
- (2) 授業料等未納により除籍をされた者が、未納授業料等を納入し、復籍を願い出た場合

第7章 卒業等

(卒 業)

第34条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表1に定めるところにより62単位以上を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき62単位以上のうち、第13条第2項の授業の方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。
- 3 前項に定める授業科目及び単位数を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認め、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(免許状等の取得)

第35条 本学において取得することができる免許状及び資格の種類は次のとおりとする。

学 科 名	免許状及び資格の種類
保 育 科	幼稚園教諭2種免許状 保育士資格

- 2 前項の教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法施行規則に定める別表3の授業科目並びに単位数以上を修得しなければならない。
- 3 第1項の保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則に定める別表4の授業科目並びに単位数以上を修得しなければならない。

第8章 賞 罰

(表 彰)

第36条 学長は、教授会の議を経て、他の模範となる学生を表彰することがある。

(懲 戒)

第37条 学長は、教授会の議を経て、教育上必要と認める学生に懲戒を加えることがある。

- 2 懲戒の種類は訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなく、出席常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9章 授業料、入学金及び入学検定料等

(納付金)

第38条 入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費等（以下「授業料等納付金」という。）の額は、別表5のとおりとする。

- 2 授業料等納付金は、前期（納付期間4月）及び後期（納付期間10月）に分けて納付しなければならない。
- 3 授業料等の納付手続等については、別に定める。
- 4 既納の授業料等納付金は、原則として返還しない。

第10章 教職員組織

(教職員組織)

第39条 本学に学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

- 2 教職員に関する規程は、別に定める。
- 3 本学は、教育及び学術上功績があった者に名誉教授の称号を授与することができる。
- 4 名誉教授称号授与に関する規程は、別に定める。

第11章 教授会

(教授会)

第40条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は学長、教授、准教授及び助教をもって組織する。

(教授会の招集)

第41条 教授会は学長が招集する。

(教授会の審議事項)

第42条 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定するにあたり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に定めるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が、教授会の意見を聴くことが必要と認めるもの
- 2 教授会は前項に定めるもののほか、教育研究に関する次の事項を審議し、学長の求めに応じ意見を述べることができる。
- (1) 学則その他重要な規則の制定、改廃に関する事項
 - (2) 教育課程及び授業に関する事項
 - (3) 試験に関する事項
 - (4) 休学、転科、退学、除籍、復籍等に関する事項
 - (5) 学生の厚生補導に関する事項
 - (6) 学生の賞罰に関する事項
 - (7) 教員の人事に関する事項
 - (8) 自己点検評価に関する事項
 - (9) その他教育研究上必要と認める事項

第12章 専攻科

(専攻科)

第43条 本学に専攻科を置く。

- 2 専攻科は、短期大学における教育の基礎の上に、専攻領域に関する事項を教授し、研究を指導することを基本目的とする。

保育専攻は、保育に関する一層の専門的力量を養い、時代の要請に応えられる幼児教育者の養成並びに幼児教育の有資格者に対するリカレント教育を行うことを教育目的とする。

- 3 専攻科の学生定員は次のとおりとする。

名 称	入学定員	収容定員
専攻科保育専攻	40人	80人

4 専攻科の修業年限は2年とし、在学することのできる年限は4年とする。

(専攻科の入学資格)

第44条 本学の専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (3) その他本学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(専攻科の教育課程)

第45条 本学の専攻科において開設する授業科目の種類及び単位数等は別表2のとおりとする。

(専攻科の修了等)

- 第46条 専攻科を修了するためには、学生は2年以上在学し、別表2に定めるところにより、保育専攻46単位以上を修得しなければならない。
- 2 前項に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が修了を認定する。
 - 3 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(学位及び免許状等の取得)

第47条 専攻科を修了し、学校教育法第104条第4項及び学位規則の定めるところにより所定の要件を充たした者は、学士の学位を取得することができる。

(専攻科の検定料、入学金、授業料等)

第48条 本学の専攻科の検定料、入学金、授業料等の金額は、別表5のとおりとする。

(その他)

第49条 本学の専攻科に関し本章に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

第13章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第50条 本学の特定授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて教授会の議を経て、学長が科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(聴講生)

第51条 本学の特定授業科目の聴講を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない

限りにおいて教授会の議を経て、学長が聴講生としての身分を与えることがある。

2 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

(研究生)

第52条 本学で特定課題について指導を受けようとする者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて教授会の議を経て、学長が研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

第14章 図書館

(図書館)

第53条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

第15章 研究所

(研究所)

第54条 本学に研究所を置く。

2 研究所に関する規程は、別に定める。

第16章 公開講座

(公開講座)

第55条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第17章 雑 則

(委 任)

第56条 この学則を施行するために必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則（長期履修学生及び聴講生の創設）は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この学則（学生定員の変更、授業期間及び単位の授与の変更）は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条に規定する学生定員は、令和5年度については次のとおりとする。

第4条

学 科	入学定員	収容定員
保育科	240人	480人
英語コミュニケーション学科	80人	160人
現代教養学科	80人	185人

- 3 この学則（目的の変更並びに入学志願者の資格の変更、学生定員の変更、入学の志願手続に係る条数の変更）は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第43条に規定する学生定員は、令和6年度については次のとおりとする。

第4条

学 科	入学定員	収容定員
保育科	200	440人
英語コミュニケーション学科	50人	130人
現代教養学科	50人	130人

第43条

学 科	入学定員	収容定員
専攻科保育専攻	40人	60人
専攻科英語専攻	7人	14人

- 4 この学則（英語コミュニケーション学科の学生募集停止及び専攻科英語専攻の廃止に係る変更）は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条に規定する学生定員は、令和7年度については次のとおりとする。

第4条

学 科	入学定員	収容定員
保育科	200人	400人
英語コミュニケーション学科	0人	50人
現代教養学科	50人	100人

- 5 この学則（学生定員の変更）は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条に規定する学生定員は、令和8年度については次のとおりとする。

第4条

学 科	入学定員	収容定員
保育科	150人	350人
現代教養学科	50人	100人

- 6 この学則（学則の整備）は、令和8年4月1日から施行する。

変更事項を記載した書類

1. 改正理由

保育科の入学定員減員に係る改正のため。(2026年度以降入学生適用)

2. 改正箇所

第3章(学科、学生定員)第4条中、保育科 入学定員「200人」を「150人」に改める。

収容定員「400人」を「300人」に改める。

令和8年度については収容定員を明確にするために、附則第4項を加える。

3. 施行日を明確にするため、附則を変更する。

4. 改正年月日 令和8年4月1日

変更部分の新旧対照表

新 学 則	旧 学 則																		
(昭和30年4月1日制定)	(昭和30年4月1日制定)																		
<p>[改正の沿革]昭和37年12月1日、昭和42年4月1日、昭和46年4月1日、昭和47年4月1日、昭和48年4月1日、昭和50年4月1日、昭和50年7月1日、昭和52年4月1日、昭和53年4月1日、昭和54年4月1日、昭和55年4月1日、昭和56年4月1日、昭和61年4月1日、昭和63年4月1日、平成元年4月1日、平成2年4月1日、平成3年4月1日、平成4年4月1日、平成5年4月1日、平成6年4月1日、平成8年4月1日、平成9年4月1日、平成10年4月1日、平成11年4月1日、平成12年4月1日、平成13年4月1日、平成14年4月1日、平成15年4月1日、平成16年4月1日、平成18年4月1日、平成19年4月1日、平成20年4月1日、平成21年4月1日、平成22年4月1日、平成23年4月1日、平成25年4月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成28年4月1日、平成29年4月1日、平成30年4月1日、平成31年4月1日、令和2年4月1日、令和3年4月1日、令和4年4月1日、令和5年1月1日、令和5年4月1日改正、令和6年4月1日改正、令和7年4月1日改正、令和8年4月1日改正</p>	<p>[改正の沿革]昭和37年12月1日、昭和42年4月1日、昭和46年4月1日、昭和47年4月1日、昭和48年4月1日、昭和50年4月1日、昭和50年7月1日、昭和52年4月1日、昭和53年4月1日、昭和54年4月1日、昭和55年4月1日、昭和56年4月1日、昭和61年4月1日、昭和63年4月1日、平成元年4月1日、平成2年4月1日、平成3年4月1日、平成4年4月1日、平成5年4月1日、平成6年4月1日、平成8年4月1日、平成9年4月1日、平成10年4月1日、平成11年4月1日、平成12年4月1日、平成13年4月1日、平成14年4月1日、平成15年4月1日、平成16年4月1日、平成18年4月1日、平成19年4月1日、平成20年4月1日、平成21年4月1日、平成22年4月1日、平成23年4月1日、平成25年4月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成28年4月1日、平成29年4月1日、平成30年4月1日、平成31年4月1日、令和2年4月1日、令和3年4月1日、令和4年4月1日、令和5年1月1日、令和5年4月1日改正、令和6年4月1日改正、令和7年4月1日改正</p>																		
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 学科、学生定員及び修業年限</p> <p>(学科及び学生定員)</p> <p>第4条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>学 科</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育科</td> <td style="text-align: center;">150人</td> <td style="text-align: center;">300人</td> </tr> <tr> <td>現代教養学科</td> <td style="text-align: center;">50人</td> <td style="text-align: center;">100人</td> </tr> </tbody> </table>	学 科	入学定員	収容定員	保育科	150人	300人	現代教養学科	50人	100人	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 学科、学生定員及び修業年限</p> <p>(学科及び学生定員)</p> <p>第4条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>学 科</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育科</td> <td style="text-align: center;">200人</td> <td style="text-align: center;">400人</td> </tr> <tr> <td>現代教養学科</td> <td style="text-align: center;">50人</td> <td style="text-align: center;">100人</td> </tr> </tbody> </table>	学 科	入学定員	収容定員	保育科	200人	400人	現代教養学科	50人	100人
学 科	入学定員	収容定員																	
保育科	150人	300人																	
現代教養学科	50人	100人																	
学 科	入学定員	収容定員																	
保育科	200人	400人																	
現代教養学科	50人	100人																	
<p>第5条～第56条 (略)</p>	<p>第5条～第56条 (略)</p>																		

附 則

1～3

(略)

4 この学則（学生定員の変更）は、令和8年4月1日から施行する。
 ただし、第4条に規定する学生定員は、令和8年度については次の
 とおりとする。

第4条

学 科	入学定員	収容定員
保育科	150人	350人
現代教養学科	50人	100人

附 則

1～3

(略)

学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア. 学則変更（収容定員変更）の内容

急速に進む18歳人口の減少、4年制大学志向の高まりや職業教育が多様化し、全国的に短大離れが急速する中、本学が設置する名古屋短期大学もこの数年収容定員を満たすことが困難となっています。

そのため、保育科の入学定員を200人から150人へ、収容定員を400人から300人へと定員減を行うことを決定しました。

イ. 学則変更（収容定員変更）の必要性

保育科は令和4年度に収容定員割れとなり、令和6年度に入学定員を240人から200人へ、収容定員を480人から400人へ変更するも収容定員を満たすことができていません。少子化の中、保育士の求人倍率は2024年は約2.7倍と高水準を維持し、保育士はエッセンシャルワーカーとして必要不可欠な職業であるものの、保育士を取り巻く環境は依然と厳しく、全国的に保育士を志す学生の減少が顕著にみられ、本学も大きく影響を受けていることを痛感しています。

保育士養成課程を閉鎖する大学・短大が愛知県内でも見受けられるようになってきている中、今後も継続的に保育士養成校として社会に貢献できる人材の育成を果たすべく、教育の質を担保・維持するための必要不可欠な経営計画です。

ウ. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（ア）教育課程の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更はありません。

（イ）教育方法及び履修指導方法の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教育方法及び履修指導方法の変更はありません。

（ウ）教員組織の変更

今回の収容定員の変更に伴う教員数の削減は行いません。これは学生数に応じた少人数教育の充実化を図るためであり、密度の濃い教育内容を展開することによって、学生の教育満足度の向上に資するものです。

（エ）大学全体の施設・設備の変更

他学科に対応しうる施設・設備は整備されており、今回の収容定員変更に伴う施設設備の変更の予定はしていません。

学生の確保の見通し等を記載した書類（本文目次）

（１）収容定員を変更する組織の概要 …………… p 2

- ①収容定員を変更する組織の概要
- ②収容定員を変更する組織の特色

（２）人材需要の社会的な動向等 …………… p 2

- ①収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的，地域的，社会的動向の分析
- ②中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的，地域的動向の分析
- ③収容定員を変更する組織の主な学生募集地域
- ④既設組織の定員充足の状況

（３）学生確保の見通し …………… p 3

- ①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果
 - ア既設組織における取組とその目標
 - イ**収容定員を変更する組織**における取組とその目標
 - ウ当該取組の実績の分析結果に基づく，**収容定員を変更する組織**での入学者の見込み数
- ②競合校の状況分析
 - ア競合校の選定理由と新設組織との比較分析，優位性
 - イ競合校の入学志願動向等
 - ウ**収容定員を変更する組織**において定員を充足できる根拠等
 - エ学生納付金等の金額設定の理由

（４）収容定員を変更する組織の定員設定の理由 …………… p 5

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 収容定員を変更する組織の概要

① 収容定員を変更する組織の概要

収容定員を変更する組織	入学定員	収容定員	所在地 (教育研究を行うキャンパス)
名古屋短期大学 保育科	150	300	愛知県豊明市栄町武侍 48

② 収容定員を変更する組織の特色

本学保育科では、「知識・技能」「行動力」「省察力」「協働性」の4つの力を育成することを柱に、実践的な保育者の養成をめざした教育課程を編成している。地域の保育施設と連携した実習や体験学習、少人数制による演習を通じて、実践力と振り返りの力を高めている。また、ICTを活用した授業支援や、複数資格の取得を見据えた指導体制、併設大学との連携による進学支援も整備されており、学生一人ひとりの成長に応じた学びの環境を提供している。

(2) 人材需要の社会的な動向等

① 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

今回入学定員の変更を行う保育科は、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状のほか、食育指導士、アレルギー大学ベーシックプログラム等の保育園や幼稚園以外でも活かせる資格が取得でき、様々な施設等での活躍が期待できる。

また、厚生労働省の発表によると、2024年時点で保育士の有効求人倍率は約3.54倍となっている。愛知県でも、2024年度時点で有効求人倍率は4.38倍となっており全国平均より高い水準となっており、現在も維持している。

② 中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

18歳人口が全国で減少している中で、愛知県の18歳人口は2025年は69,767人で、2036年は61,832人と約8,000名減少すると予測されている。また、短期大学への進学者についても減少が続くと見込まれるが、短期大学が果たす社会からの需要は今後も一定数継続していくと考えられるため、適正な定員に見直すことで長期的な定員の確保に努めていく。

全国及び愛知県の10年間の18歳人口推計

	2025年度 18歳人口	2036年度 18歳人口	減少幅
全国	1,091,000人	942,000人	▲149,000人
愛知県	69,767人	61,832人	▲7,935人

出典：リクルート進学総研「2024年全国版進学動向レポート」

③ 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

本学は、名古屋市に隣接する愛知県豊明市に所在しており、主な学生募集地域として愛知県、岐阜県、三重県の中部3県を設定している。2024年度における保育科の入学147名のうち、愛知県出身者が121名（82%）、岐阜県が7名（5%）、三重県が14名（10%）となっており、約9割を中部3県出身者が占めている。

この傾向は近年一貫しており、今後も大きく変化しないと見込まれることから、引き続き中部3県を中心とした地域を学生募集の重点対象とし、広報活動や学校訪問を展開していく予定である。

【添付データ】

- ・新設組織が置かれる都道府県への入学状況（別紙1）

④ 既設組織の定員充足の状況

既設学科である現代教養学科については（別紙2）の通り、全国的に短期大学への進学希望者が減少している影響を本学も受けている。特にコロナ禍を経て定員充足率が下がっている。この社会の流れに見合った定員にするべく、現代教養学科は2023年度に入学定員を105名から80名に、2024年度に50名へと変更した。2024年度は現代教養学科の入学定員充足率は0.94倍と若干満たすことができなかったものの、「韓国」「心理・人間文化」「健康・生活」「デジタル・メディア」「ビジネス」「英語コミュニケーション」と幅広い分野を学べる学科として深化し、短期大学としての特色を発信していくことで定員の充足を図っていく。

【添付データ】

- ・既設学科等の入学定員・収容定員の充足状況（直近5年間）（別紙2）

（3）学生確保の見通し

①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア既設組織における取組とその目標

本学では、既設の現代教養学科において、近年の18歳人口の減少や新型コロナウイルス感染症の影響による短期大学への進学者数の減少傾向を踏まえ、段階的な入学定員の見直しを実施してきた。具体的には、現代教養学科において2023年度に定員を105名から80名へ、さらに2024年度には50名へと削減し、定員規模の適正化を図った。現代教養学科においては、「韓国」「心理・人間文化」「健康・生活」「デジタル・メディア」「ビジネス」「英語コミュニケーション」といった多様な領域を学ぶことができる点を強みとしており、学科の魅力を積極的に発信することにより、今後の定員充足を目指している。

【添付データ】

- ・既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績（別紙3）

イ収容定員を変更する組織における取組とその目標

今回入学定員を変更する保育科においては、保育士資格や幼稚園教諭二種免許状に

加え、食育指導士やアレルギー大学ベーシックプログラムといった付加価値の高い資格を取得できるカリキュラムを提供することで、学生の将来の活躍の場を広げることを目指している。学生募集においては、本学が所在する豊明市が名古屋市に隣接する地理的条件を活かし、愛知県、岐阜県、三重県を主な募集地域として、地域に密着した広報活動や進学相談会を展開する予定である。こうした施策により、保育人材としての社会的役割や将来性を訴求し、志願者の確保を図っていく。

ウ当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数

本学保育科では、オープンキャンパスをはじめとした広報活動を継続的に実施しており、入学者確保において一定の効果を上げている。たとえば、2024年度入試においては、オープンキャンパス参加者365名のうち、受験対象者は231名であり、そのうち116名が受験、113名が入学しており、受験率は約50.2%、入学率は約48.9%となっている。また、2025年度入試においても、参加者322名のうち、受験対象者は193名、105名が受験し、102名が入学しており、受験率は約54.4%、入学率は約52.8%と前年を上回る実績となっている。

これらの結果から、オープンキャンパスに参加した受験対象者のおおよそ半数以上が受験し、その多くが入学に至っているという高い歩留まりが確認されており、当該取組が学生確保において重要な役割を果たしていることが明らかである。

収容定員を変更する組織においても、これまでと同様の広報体制・入試制度・支援体制を継続することで、オープンキャンパス等の参加者から安定的に入学者確保が可能であると見込まれる。

②競合校の状況分析

ア競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性

本学保育科の競合校としては、名古屋柳城短期大学保育科および岡崎女子短期大学子ども教育学科が挙げられる。いずれも私立の短期大学であり、保育士・幼稚園教諭の養成を目的とした保育系の学科を設置している。名古屋柳城短期大学は入学定員100名で名古屋市昭和区に、岡崎女子短期大学は定員100名で岡崎市に位置しており、いずれも愛知県を主な学生募集地域としているなどから競合校であると判断できる。

これらの短期大学と比較して、本学保育科は、取得できる資格の多様性や、4年制大学である桜花学園大学教育保育学部との連携体制を活かした進学支援・キャリア形成支援が特徴となっている。特に、併設大学との教育資源の共有や教育の一貫性を通じて、学生に対してより柔軟かつ実践的な学びを提供できる点において優位性を有している。

イ競合校の入学志願動向等

競合校として設定した名古屋柳城短期大学保育科および岡崎女子短期大学幼児教育学科について、過去3年間の入学者数および定員充足率の推移を以下のとおり整理した。

名古屋柳城短期大学保育科では、入学定員100名に対し、2022年度は入学者数99名（充足率0.99）、2023年度は93名（0.93）、2024年度は60名（0.60）と、減少傾向が見られ、直近では定員割れの状況が続いている。

岡崎女子短期大学幼児教育学科については、入学定員172名に対し、2022年度は入学者数94名（充足率0.54）、2023年度は85名（0.49）、2024年度は67名（0.38）と、3年連続で大幅な定員割れが発生しており、志願者数も同様に減少傾向にある。

これらの状況は、短期大学全体における志願者数の減少傾向と、保育系学科の人気低下が複合的に影響しているものと考えられる。一方、本学では、地域との連携や併設大学との教育資源の共有を通じた独自性のある教育提供により、一定の志願者数を維持している。こうした背景を踏まえ、入学定員の適正化を図ることで、定員変更後においても学生の確保は可能であると判断している。

ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等

本学では、地域と密接に連携した実践教育や、複数の資格取得が可能な教育体制を特長としており、保育分野における人材育成への継続的なニーズに応えるべく、独自性のある学びを提供している。また、中部3県を中心とした安定した入学者基盤を有しており、地域において一定の認知と支持を得ていることが確認されている。

さらに、厚生労働省の統計によれば、2024年時点での全国の保育士有効求人倍率は約3.54倍、愛知県においても4.38倍と非常に高い水準にあり、保育人材の需要は引き続き高い。こうした社会的背景に加え、前述の教育的特色や支援体制等による魅力向上を通じて、定員充足は十分に達成可能であると判断している。

エ 学生納付金等の金額設定の理由

本学の学生納付金は、中部地区においては若干高いものの、名古屋柳城短期大学および岡崎女子短期大学といった県内の保育系短期大学と比較しても、2年間の納付総額は概ね同水準であり、学費が入学の障壁とならないよう配慮されている。また、資格取得やキャリア支援など教育の質の維持・向上に必要な経費を確保しつつ、学生・保護者が納得できる費用対効果の高い学びを提供している点において、納付金額の設定は妥当であると考えている。

（4）収容定員を変更する組織の定員設定の理由

今回収容定員を変更する名古屋短期大学保育科について、併設する4年制大学である桜花学園大学教育保育学部との役割を分け、両学部学科から志願者が選択できるよう中長期的に教育の質を低下することなく保育科の維持を図るため、18歳人口の推移や短期大学への進学状況等社会情勢の変化を考慮して、今回の収容定員を設定した。

別紙2の通り、直近5か年の入学定員充足率の平均は0.75倍と入学定員を下回っているが、今回入学定員の変更を行うことで、適切な入学者数を確保し定員充足できる規模としている。

新設組織が置かれる都道府県への入学状況

○出身高校の所在地県別の入学者数の構成比（上位5都道府県）※直近年度

	都道府県名	人 数	構成比
1	愛知県	1,329人	69.4%
2	岐阜県	162人	8.5%
3	三重県	92人	4.8%
4	静岡県	69人	3.6%
5	長野県	35人	1.8%
	全 体	1,916人	100.0%

※「学校基本調査」の「出身高校の所在地県別入学者数」から作成すること。

※大学、学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科を設置する場合や収容定員の増加に係る学則変更認可申請の場合に作成（専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校を含む）。大学院は作成不要。

○新設組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	新組織所在地 (都道府県)	充足率		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	愛知県	69.51%	64.32%	69.71%
2				

※2校地で教育課程を実施する場合はそれぞれの状況を記載すること。

○新設組織の学問分野（系統区分）の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	教育系（短大）	73.96%	68.36%	63.66%
2				

※「系統区分」は日本私立学校振興・共済事業団の「今日の私学財政」の系統区分に従うこと。

大学学部学科等名：名古屋短期大学 保育科

（大学の学科、短大の専攻課程、高専の学科ごとに作成。大学院は作成不要。）

1. 各選抜方法の状況

		R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	R7年度入学者	平均	
総合型選抜	募集人数	75人	75人	75人	75人	75人	75人	
	延べ人数	志願者数	172人	113人	71人	62人	51人	94人
		受験者数	160人	110人	71人	62人	51人	91人
		合格者数	153人	94人	63人	59人	51人	84人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	1人	0人
	実人数	志願者数	119人	86人	54人	53人	49人	72人
		受験者数	111人	83人	54人	53人	49人	70人
		合格者数	107人	76人	48人	52人	49人	66人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	1人	0人
	入学者数	73人	61人	42人	52人	48人	55人	
	学校推薦型選抜	募集人数	122人	122人	122人	100人	100人	113人
延べ人数		志願者数	134人	133人	105人	91人	78人	108人
		受験者数	134人	133人	105人	91人	78人	108人
		合格者数	134人	133人	105人	91人	78人	108.2
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
実人数		志願者数	134人	133人	105人	91人	78人	108.2
		受験者数	134人	133人	105人	91人	78人	108.2
		合格者数	134人	133人	105人	91人	78人	108.2
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
入学者数		134人	133人	105人	91人	78人	108.2	
一般選抜		募集人数	39人	39人	39人	22人	22人	32.2
	延べ人数	志願者数	160人	57人	70人	22人	18人	65.4
		受験者数	138人	55人	64人	20人	16人	58.6
		合格者数	128人	50人	56人	17人	15人	53.2
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	実人数	志願者数	65人	12人	28人	7人	5人	23.4
		受験者数	54人	11人	26人	7人	4人	20.4
		合格者数	52人	9人	25人	7人	4人	19.4
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	入学者数	23人	4人	10人	2人	2人	8.2	
	共通テスト利用入試	募集人数	4人	4人	4人	3人	3人	3.6
延べ人数		志願者数	21人	8人	17人	5人	4人	11
		受験者数	21人	8人	17人	5人	4人	11
		合格者数	12人	7人	12人	4人	4人	7.8
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
実人数		志願者数	21人	8人	17人	5人	4人	11
		受験者数	21人	8人	17人	5人	4人	11
		合格者数	12人	7人	12人	4人	4人	7.8
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
入学者数		1人	1人	0人	0人	0人	0.4	
その他の特別選抜		募集人数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	延べ人数	志願者数	4人	2人	1人	2人	4人	2.6
		受験者数	4人	2人	1人	2人	4人	2.6
		合格者数	3人	2人	1人	2人	4人	2.4
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	実人数	志願者数	4人	2人	1人	2人	4人	2.6
		受験者数	4人	2人	1人	2人	4人	2.6
		合格者数	3人	2人	1人	2人	4人	2.4
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	入学者数	3人	2人	1人	2人	4人	2.4	
	合計	募集人数	240人	240人	240人	200人	200人	224人
延べ人数		志願者数	491人	313人	264人	182人	155人	281人
		受験者数	457人	308人	258人	180人	153人	271人
		合格者数	430人	286人	237人	173人	152人	256人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	1人	0人
実人数		志願者数	343人	241人	205人	158人	140人	217人
		受験者数	324人	237人	203人	158人	139人	212人
		合格者数	308人	227人	191人	156人	139人	204人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	1人	0人
入学者数		234人	201人	158人	147人	132人	174人	

3. 入学定員充足率

	R2年度入学者	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	平均
入学定員	240人	240人	240人	240人	200人	232
入学定員充足率	0.98	0.84	0.66	0.61	0.66	0.75
歩留率	0.54	0.70	0.67	0.85	0.87	0.73

（備考）特記事項がある場合は記載すること。

（大学の学科、短大の専攻課程、高専の学科ごとに作成。大学院は作成不要。）

1. 各選抜方法の状況

		R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	R7年度入学者	平均	
総合型選抜	募集人数	42人	42人	34人	23人	25人	33人	
	延べ人数	志願者数	55人	23人	26人	23人	35人	32人
		受験者数	52人	22人	25人	23人	34人	31人
		合格者数	51人	22人	24人	23人	34人	31人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	志願者数	31人	14人	23人	22人	34人	25人
		受験者数	29人	14人	22人	22人	33人	24人
		合格者数	29人	14人	22人	22人	33人	24人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	入学者数	27人	13人	21人	22人	31人	23人	
	学校推薦型選抜	募集人数	20人	20人	25人	15人	13人	19人
		延べ人数	志願者数	25人	13人	13人	21人	12人
受験者数			25人	13人	13人	21人	12人	17人
合格者数			25人	13人	13人	21人	12人	16.8
うち追加合格者数			0人	0人	0人	0人	0人	0
辞退者数			0人	0人	0人	0人	0人	0
実人数		志願者数	25人	13人	13人	21人	12人	16.8
		受験者数	25人	13人	13人	21人	12人	16.8
		合格者数	25人	13人	13人	21人	12人	16.8
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
入学者数		25人	13人	13人	21人	12人	16.8	
一般選抜		募集人数	38人	38人	18人	10人	10人	22.8
		延べ人数	志願者数	71人	26人	21人	13人	14人
	受験者数		62人	24人	21人	11人	14人	26.4
	合格者数		60人	23人	20人	11人	14人	25.6
	うち追加合格者数		0人	0人	0人	0人	0人	0
	辞退者数		0人	0人	0人	0人	0人	0
	実人数	志願者数	29人	9人	11人	10人	5人	12.8
		受験者数	24人	7人	11人	8人	5人	11
		合格者数	23人	7人	10人	8人	5人	10.6
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	入学者数	10人	3人	5人	4人	1人	4.6	
	共通テスト利用入試	募集人数	5人	5人	3人	2人	2人	3.4
		延べ人数	志願者数	26人	4人	7人	2人	1人
受験者数			26人	4人	7人	2人	1人	8
合格者数			22人	3人	6人	2人	1人	6.8
うち追加合格者数			0人	0人	0人	0人	0人	0
辞退者数			0人	0人	0人	0人	0人	0
実人数		志願者数	26人	4人	7人	2人	1人	8
		受験者数	26人	4人	7人	2人	1人	8
		合格者数	22人	3人	6人	2人	1人	6.8
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
入学者数		0人	1人	0人	0人	0人	0.2	
その他の特別選抜		募集人数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		延べ人数	志願者数	4人	0人	0人	2人	3人
	受験者数		4人	0人	0人	2人	3人	1.8
	合格者数		4人	0人	0人	2人	3人	1.8
	うち追加合格者数		0人	0人	0人	0人	0人	0
	辞退者数		0人	0人	0人	0人	0人	0
	実人数	志願者数	4人	0人	0人	2人	3人	1.8
		受験者数	4人	0人	0人	2人	3人	1.8
		合格者数	4人	0人	0人	2人	3人	1.8
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0
	入学者数	4人	0人	0人	2人	3人	1.8	
	合計	募集人数	105人	105人	80人	50人	50人	78人
		延べ人数	志願者数	181人	66人	67人	61人	65人
受験者数			169人	63人	66人	59人	64人	84人
合格者数			162人	61人	63人	59人	64人	82人
うち追加合格者数			0人	0人	0人	0人	0人	0人
辞退者数			0人	0人	0人	0人	0人	0人
実人数		志願者数	115人	40人	54人	57人	55人	64人
		受験者数	108人	38人	53人	55人	54人	62人
		合格者数	103人	37人	51人	55人	54人	60人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
入学者数		66人	30人	39人	49人	47人	46人	

3. 入学定員充足率

	R2年度入学者	R3年度入学者	R4年度入学者	R5年度入学者	R6年度入学者	平均
入学定員	105人	105人	80人	80人	50人	84
入学定員充足率	0.63	0.29	0.49	0.61	0.94	0.59
歩留率	0.41	0.49	0.62	0.83	0.73	0.62

（備考）特記事項がある場合は記載すること。

既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績

別紙3

①募集を行った学科等名称及び取組の名称：保育科 オープンキャンパス

	R6年度入試	R7年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)	365人	322人	①取組概要 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 ※入学率等を用いて、本取組に関する参加者等総数の見込みから予想される入学者の人数を分析してください。
うち受験対象者数(b)	231人	193人	
うち受験者数(c)	116人	105人	
うち入学者数(d)	113人	102人	
(受験率 c/b)	1人	1人	
(入学率 d/b)	0人	1人	

②募集を行った学科等名称及び取組の名称：現代教養学科 オープンキャンパス

	R6年度入試	R7年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)	142人	133人	①取組概要 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 ※入学率等を用いて、本取組に関する参加者等総数の見込みから予想される入学者の人数を分析してください。
うち受験対象者数(b)	83人	104人	
うち受験者数(c)	32人	45人	
うち入学者数(d)	32人	41人	
(受験率 c/b)	0人	0人	
(入学率 d/b)	0人	0人	

③募集を行った学科等名称及び取組の名称：

	R4年度入試	R5年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)			①取組概要 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 ※入学率等を用いて、本取組に関する参加者等総数の見込みから予想される入学者の人数を分析してください。
うち受験対象者数(b)			
うち受験者数(c)			
うち入学者数(d)			
(受験率 c/b)	#DIV/0!	#DIV/0!	
(入学率 d/b)	#DIV/0!	#DIV/0!	

④募集を行った学科等名称及び取組の名称：

	R4年度入試	R5年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)			①取組概要 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 ※入学率等を用いて、本取組に関する参加者等総数の見込みから予想される入学者の人数を分析してください。
うち受験対象者数(b)			
うち受験者数(c)			
うち入学者数(d)			
(受験率 c/b)	#DIV/0!	#DIV/0!	
(入学率 d/b)	#DIV/0!	#DIV/0!	

⑤募集を行った学科等名称及び取組の名称：

	R4年度入試	R5年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)			①取組概要 ②過去の取組実績を踏まえた新設組織の入学者数の見込みに関する分析 ※入学率等を用いて、本取組に関する参加者等総数の見込みから予想される入学者の人数を分析してください。
うち受験対象者数(b)			
うち受験者数(c)			
うち入学者数(d)			
(受験率 c/b)	#DIV/0!	#DIV/0!	
(入学率 d/b)	#DIV/0!	#DIV/0!	

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	オオタニ タカ 大谷 岳 <就任平成21年4月>		学士 (経済 学)		名古屋短期大学 学長 (平成21.4～令和11.3) 桜花学園大学 学長 (平成29.4～令和11.3)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。